

建政第150号
技第174号
平成26年5月27日

岐阜県建設産業団体連合会会長 様

岐阜県県土整備部建設政策課長

岐阜県県土整備部技術検査課長

監理技術者等の途中変更について（通知）

県等が発注する建設工事における監理技術者等については、「技術者の配置について」（平成26年2月12日付け 建政第716号）、及び「入札時における配置予定技術者の確認について」（平成21年9月30日付け 技第1199号）において運用されているところですが、この度、監理技術者等の途中変更について、当面の間、下記の要件に該当する場合において認めることとしましたので、お知らせします。

なお、監理技術者等が、岐阜大学が開催する「社会基盤メンテナンスエキスパート（ME）養成講座」に参加するため、受講期間中の監理技術者等の変更が必要となった場合の取扱いについては、「監理技術者等の途中変更について（通知）」（平成26年2月28日付け 建政第752号、技第614号建設政策課長・技術検査課長連名通知）によりお知らせしておりますので申し添えます。

記

- 監理技術者等が、社会基盤メンテナンスエキスパート（ME）の認定を受けた者（以下「ME認定者」という。※1）である場合、別途、県が発注する道路施設の点検・修繕業務委託工事において、ME認定者として点検・診断・工法提案を行うため、当該業務従事期間中の監理技術者等の変更が必要となった場合。なお、変更可能な期間は、点検・診断・工法提案の業務に従事する、1カ月程度の期間とする。

※1 ME認定者とは、社会基盤メンテナンスエキスパート要請ユニット運営協議会が実施するME認定試験に合格し、ME認定証の交付を受けた者をいいます。

「技術者の配置について」（平成26年2月12日付け 建政第716号）においては、監理技術者等の途中変更について、監理技術者等の死亡など、真にやむを得ない場合等において認めることとしていますが、今後の社会資本の更新・維持管理を支える人材の活用が急務である情勢を鑑み、ME認定者である監理技術者等が上記業務に従事することとなった場合について、監理技術者等の変更を認めることとします。

については、上記業務に従事することを理由として監理技術者等の変更が必要となった際には、変更前後の監理技術者等の技術力が同等以上（※2）に確保されると認められる場合は、監理技術者等の変更を認めることとします。

※2 一般競争入札（価格競争、及び総合評価落札方式）の場合、入札参加資格を満たす監理技術者等とする。なお、総合評価落札方式の場合は、技術評価が同等以上となる必要はないものとする。

【適用日】平成26年5月27日から適用する。

所 属	県土整備部 建設政策課 建設業係 技術検査課 入札制度係		
係 長	森 島 矢 橋	担当者	青木（誠） 岩 田
電 話 番 号	058-272-1111 内線3647、2292		
F A X 番 号	058-278-2718、058-278-2734		